

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の一部を改正する省令の概要

1 改正理由

最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和 23 年政令第 122 号。以下「令」という。）の一部改正に伴い、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則（昭和 23 年総理府令第 29 号。以下「規則」という。）について、新たに令から規則に委任することとされた事項について規定する等所要の改正を行う。

2 改正の概要

（1）審査予定裁判官に関する通知事項の規定

中央選挙管理会は、審査の告示に先立ち、審査予定裁判官の氏名のほか住所、生年月日及び任命年月日その他総務省令で定める事項を通知するところ（最高裁判所裁判官国民審査法（昭和 22 年法律第 136 号。以下「法」という。） 4 条の 2 第 1 項及び第 2 項、令第 1 条）、その他総務省令で定める事項として、

- ・ 法第 14 条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者の中に同一氏名の者がある場合において、中央選挙管理会が当該同一氏名の者を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めたときはその旨等

を定める。

（2）審査に付される裁判官に関する通知事項の規定

中央選挙管理会は、審査の告示の日に、審査に付される裁判官の住所、生年月日及び任命年月日その他総務省令で定める事項を通知するところ（法 5 条の 2 第 1 項、令第 3 条）、その他総務省令で定める事項として、（1）と同様、

- ・ 法第 14 条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者の中に同一氏名の者がある場合において、中央選挙管理会が当該同一氏名の者を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めたときはその旨等

を定める。

（3）裁判官の氏名等の掲示における掲示事項

令第 19 条第 2 項において規定する「その他総務省令で定める事項」として、同一氏名及び同一任命年月日の裁判官がある場合には、裁判官の氏名及び任命年月日以外に裁判官を区別するに足りる事項を定める。

（4）その他、見出しの付記、用語の現代化等所要の規定の整備を図る。

3 施行期日

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 94 号）附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日（平成 29 年 1 月 1 日）